

## 学習者用コンピュータの納期の変更について

令和3年3月8日  
教育委員会

### 1 趣旨

令和2年9月25日に議決・契約した「学習者用コンピュータの購入」について、納期までに全台数の納品が困難になったことから、納期の変更を行おうとするものである。

### 2 契約の内容

- (1) 取得する財産 学習者用コンピュータ
- (2) 数量 13,973台（全児童生徒数の3分の2の台数）
- (3) 契約金額 550,256,740円
- (4) 相手方 株式会社リードコナン

### 3 遅延する理由

国のGIGAスクール構想が、令和5年度までの1人1台端末の整備から令和2年度中の整備へと前倒しとなり、全国の自治体の発注が短期間に集中することとなったことから、令和3年3月31日の納期までに全台数の納品が困難になったことによる。変更後の納期は、同年6月30日とする予定である。

### 4 納品のスケジュール

- (1) 令和3年3月末までに、1,100台、4月末までに5,000台、5月末までに、5,000台、6月末までに2,873台の納品の予定である。
- (2) 学習者用コンピュータの納品後、ユーザーの初期登録、各ソフトウェアのインストール、動作確認等を実施することにより、使用可能状態となるため、市内全校児童生徒が1人1台端末を活用できるのは、2学期からとなる見込みである。

### 5 今後の予定

令和3年

- ・ 3月9日 市議会に補正予算の議案を提出
- ・ 3月下旬 変更契約の締結
- ・ 3月下旬～6月末 段階的に端末を納品
- ・ 4月～8月下旬 各ソフトウェアのインストール等
- ・ 8月上旬～ 教員の研修
- ・ 8月下旬 児童生徒1人1台端末の活用開始